



学校旅行保険

学校旅行総合保険[学校補償条項]
学校旅行総合保険[旅行参加者補償条項]

SUPPORT
YOUR SCHOOL TRIP

2016年4月
改訂版

2014年4月改定

このパンフレットでご案内する商品は、国内旅行中の様々な事故に伴う学校や旅行参加者の費用負担に備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえご検討いただきますようお願いいたします。

引受保険会社

 **ジェイアイ傷害火災**
<https://www.jihoken.co.jp>

学校の緊急対応費用・賠償リスクに備えるための保険

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

学校旅行総合保険 [学校補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行
※右記のご注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員（添乗員は除きます）
※下記注1をご参照ください。



注意
学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。
学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園に限ります。

こんな時、保険金をお支払いします

学校緊急対応費用

旅行参加者に万一のことがあった場合に学校が負担する対応施設の借上費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。



賠償責任

国内旅行中の教員の不注意による事故に起因して、生徒もしくは第三者の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。



弔慰費用

国内旅行中に万一旅行参加者の方が、ケガ・病気により死亡された場合には、学校が旅行参加者の法定相続人に対して支払う弔慰費用をお支払いします。

こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

※詳しくは、「学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約タイプ		1	2	3
学校補償条項 (保険金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	30万円	50万円	100万円
	賠償責任 (自己負担額 10,000円)	身体障害	1名 5,000万円 1事故 10億円	
		財物損壊	1事故 5,000万円	
	弔慰費用 (1名あたり)		50万円	
お支払いいただく保険料 (1名あたり) (保険のご契約期間)	日帰り	41円	56円	91円
	2日 (1泊2日) まで	44円	59円	97円
	3日 (2泊3日) まで	46円	62円	103円
	4日 (3泊4日) まで	49円	66円	108円
	5日 (4泊5日) まで	51円	69円	114円
	6日 (5泊6日) まで	53円	72円	120円
	7日 (6泊7日) まで	56円	76円	125円

注1: 国内学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただきます。

注2: 「感染症追加補償特約」がセットされています。

注3: 旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。

注4: 学校旅行総合保険1契約 (学校補償条項・旅行参加者補償条項合算) の最低保険料は1,000円です。

注5: お支払い項目 (補償項目) によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。

● お申込みに際しましては、参加者全員 (添乗員は除きます) の名簿をご提出ください。

● ご契約の際は、「学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

旅行参加者の万一の事故に備えるための保険

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

学校旅行総合保険 [旅行参加者補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行
※右記のご注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員（添乗員は除きます）
※下記注1をご参照ください。



注意
 学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。
 学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園に限ります。

こんな時、保険金をお支払いします

傷害

旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院をした場合に、保険金をお支払いします。



個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金などをお支払いします。



救援者費用

旅行参加者に万一のことがあった場合に親族等（学校関係者を除く）の現地派遣費用などをお支払いします。



こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的 he 覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

※詳しくは、「学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約タイプ		1	2	3
旅行参加者補償条項 (ご契約金額)	死亡・後遺障害(※)	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院特別	入院期間により 1万~10万円		
	個人賠償責任(自己負担額0円)	5,000万円		
	救援者費用	50万円		
お支払いいただく保険料(1名あたり) (保険期間(保険のご契約期間))	日帰り	215円	345円	475円
	2日(1泊2日)まで	231円	372円	513円
	3日(2泊3日)まで	247円	399円	551円
	4日(3泊4日)まで	265円	428円	591円
	5日(4泊5日)まで	282円	456円	630円
	6日(5泊6日)まで	298円	483円	668円
	7日(6泊7日)まで	315円	511円	707円

注1:国内学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただきます。

注2:旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。

注3:死亡・後遺障害の保険金額のお引受け限度額は3,000万円です。

注4:学校旅行総合保険1契約(学校補償条項・旅行参加者補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。

注5:お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。

●お申込みに際しましては、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。

●ご契約の際は、「学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

(※)「後遺障害追加支払」が含まれています。
 (後遺障害保険金をお支払いしている場合で、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いするものです。)

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかを確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

学校旅行総合保険・学校補償条項の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。
●被保険者とは保険の対象となる方(学校の設置者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
学校緊急対応費用	旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合(ただし、旅行参加者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く教職員・親族にかかる費用は対象外です。) ②責任期間中の事故によるケガが原因で責任期間中に死亡した場合、または責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 ③病気を原因とし責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、学校緊急対応費用保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 (1)捜索救助費用 (2)以下に掲げる教職員・親族の現地派遣費用 ◆現地までの航空運賃等の往復交通費 ◆現地および現地までの行程における宿泊施設客室料 ◆渡航手続費 (3)被災者の法定相続人と応じた場合のホテル・事務所等の対応施設借上費用 (4)被災者の遺体輸送費用または治療を継続中の被災者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を差し引きます。) (5)葬儀費用 (6)教職員・親族の現地交通費・通信費・通訳雇入費、被災者の遺体処理費(1被災者につき合計3万円まで)	1. 次の①～⑦のいずれかによって生じた事故費用 ①保険契約者、被保険者や被災者の故意または重大な過失 ②被災者のけんか、自殺、犯罪行為 ③被災者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④戦争、革命などの事変や暴動 ⑤核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑥地震、噴火、これらによる津波 ⑦妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病 2. うちうち症または腰痛など医学的異常所見(検査等によって認められる異常所見)のないものなど 旅行出発前に発病した病気に治療を受けた場合は、【学校緊急対応費用】のお支払いはできません。
賠償責任	旅行の実施に起因して、責任期間中の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停費用もお支払いできることがあります。 【賠償責任】は保険契約証に記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額はご自身で負担していただきます。なお、当パンフレット掲載のご契約タイプの場合、自己負担額は1万円になります。 【賠償金額の決定】には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記【学校緊急対応費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の④、⑤により生じた損害に加え、 ◆保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ◆被保険者の使用者が、その業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ◆自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◆地震、噴火、これらによる津波によって生じた損害賠償責任
弔慰費用	旅行参加者が次のいずれかに該当した場合は、被保険者が被災者の法定相続人に対して支払った弔慰金を、弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名につき弔慰費用保険金額を支払うの限度とします。 ①責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に病気で死亡した場合 ③「責任期間中に発病した病気を、または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その原因が責任期間中に発生したものに限り)」により、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始しその後も引き続き治療を受けていたものに限り)。 ④責任期間中に感染した特定の感染症により責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合		1. 次の①～⑦のいずれかによって生じた事故 ①保険契約者、被保険者や被災者の故意または重大な過失 ②被災者のけんか、自殺、犯罪行為 ③被災者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④戦争、革命などの事変や暴動 ⑤核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑥地震、噴火、これらによる津波 ⑦妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病

【感染症追加補償特約】がセットされております。

学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。
●被保険者とは保険の対象となる方(旅行参加者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡	責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 【後遺障害】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療を除きます。) ⑦戦争、革命などの事変や暴動 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨地震、噴火、これらによる津波 2. うちうち症または腰痛など医学的異常所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの
傷害(追加支払)	責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 既に後遺障害保険金をお支払いしており、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で、被保険者が生存している場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度(後遺障害保険金を追加してお支払いする場合は除きます。)とします。 既にお支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してお支払いします。	上記【傷害】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦～⑨により生じた損害に加え、 ◆保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ◆被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◆被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ◆受託物に対する損害賠償責任(※) ◆被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ◆被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ◆自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
入院特別	責任期間中の事故によるケガが原因で、入院した場合	入院期間に対し次の区分に応じて以下の入院特別保険金をお支払いします。 (1)入院期間6か月以上の場合: 10万円 (2)入院期間3か月以上6か月未満の場合: 5万円 (3)入院期間1週間以上3か月未満の場合: 3万円 (4)入院期間1週間未満の場合: 1万円	
個人賠償責任	責任期間中の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ※宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、賃貸業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品を含みます。 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停費用もお支払いできることがあります。 【賠償責任】は保険契約証に記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額はご自身で負担していただきます。なお、当パンフレット掲載のご契約タイプの場合、自己負担額はありません。 【賠償金額の決定】には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記【傷害】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦～⑨により生じた損害に加え、 ◆保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ◆被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◆被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ◆受託物に対する損害賠償責任(※) ◆被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ◆被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ◆自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
救護者費用	被保険者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合(ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救護者にかかる費用は対象外です。) ②責任期間中の事故によるケガが原因で責任期間中に死亡した場合、または責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 ③病気を原因とし責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 救護者とは被保険者の捜索、看護等を行うために現地へ赴く被保険者の法定相続人をいい、教職員等学校関係者を除きます。	保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、救護者費用保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 (1)被保険者の捜索救助費用 (2)以下に掲げる救護者の現地急行費用(被保険者1名につき2名分まで) ◆現地までの航空運賃等の交通費(1往復分) ◆現地および現地までの行程における宿泊施設客室料(救護者1名につき14日分まで) ◆渡航手続費 (3)以下に掲げる被保険者の法定相続人の国内連絡場所訪問費用(被保険者1名につき2名分まで) ◆国内連絡場所までの航空運賃等の交通費(1往復分) ◆国内連絡場所および国内連絡場所までの行程における宿泊施設客室料(訪問者1名につき14日分まで) (4)被保険者の遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を差し引きます。) (5)被保険者の帰宅費用(追加して支払った運賃) (6)救護者の現地交通費・通信費・通訳雇入費、被保険者の遺体処理費(合計3万円まで)	1. 次の①～⑦のいずれかによって生じた費用 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病 ⑤戦争、革命などの事変や暴動 ⑥核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑦地震、噴火、これらによる津波 2. うちうち症または腰痛など医学的異常所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの 旅行出発前に発病した病気に治療を受けた場合は、【救護者費用】のお支払いはできません。

用語のご説明(旅行参加者補償条項、学校補償条項共通)

- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中(国内旅行の目的をもって、旅行参加者が住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要だと認め、医師が行う治療をいいます。
- 「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(かこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
- 「被災者」とは、【学校緊急対応費用】または【弔慰費用】において、【保険金をお支払いする場合】に該当した旅行参加者をいいます。

お申込みにあたって
このパンフレットは学校旅行総合保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは学校旅行総合保険のしおり(学校旅行総合保険普通約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合せください。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結した上で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリートメントスクエア オフィスタワーX 16階
https://www.jihoken.co.jp

取扱代理店

株式会社 **ミツワトラベル**

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)